

埼玉県下水道局業務委託一般競争入札公告

令和８年度流域下水道施設資産評価業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の６の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については埼玉県下水道局業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱の規定によるものとする。

令和８年９月１８日

下水道事業管理者 北田 健夫

記

1 入札対象業務	
（１）業務名	令和８年度流域下水道施設資産評価業務委託
（２）業務箇所	荒川左岸南部等８流域下水道
（３）契約期間	契約確定の日から令和９年３月１日まで
（４）設計金額	入札執行後に公表する。
（５）業務概要	ア 目的 本業務は、供用開始された下水道施設について資産を分類し、評価を行うものである。 イ 業務内容 令和７年度中に完成し、令和８年４月１日までに供用開始となった下水道施設（管渠、ポンプ場、処理場等）を資産評価基準に基づき分類し、評価（取得原価の把握、財源の特定、減価償却計算の算定等）する。 また、改築工事等に伴い撤去された資産の整理を行う。 ウ 業務量 工事件数 ５９件予定、投資額 約４２０億円
（６）その他	本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。
2 落札者の決定方法	本件入札は、埼玉県下水道局業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱に基づき、価格競争方式により落札者を決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。
4 仕様書等	仕様書等は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。
5 競争参加資格確認申請書の提出	令和８年 ９月１８日（金）午後３時００分から 令和８年１０月 ５日（月）午後３時００分まで 入札参加を希望する者は、上に示す期間内に一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第１号、以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（様式第２号、以下「確認資料」という。）を添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、確認資料の添付書類については、郵送（書留郵便に限る。）、持参、ファクシミリ又は電子メールでの提出も認めるものとする。

6 入札参加資格の確認通知	令和8年10月8日（木）	
	入札参加資格の確認結果は、上に示す日に電子入札システムにより通知する。	
7 仕様書等に関する質問	令和8年9月18日（金）午後3時00分から 令和8年9月29日（木）午後3時00分まで	
	仕様書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問書（様式第3号）を電子入札システムにより提出すること。 質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。	
8 質問に対する回答	令和8年10月2日（金）	
	質問に対する回答は上に示す日に電子入札システム上で掲示する。 入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。	
9 入札書提出期間	（1）提出方法 入札書の提出期間に有効な埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システム利用可能な電子証明書を取得し電子入札システムの利用者登録を完了した者が当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。 ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準7（2）「紙入札による提出」の承認を得た者はこの限りでない。 （2）提出期間 令和8年10月 9日（金）午前9時00分から 令和8年10月15日（木）午前10時00分まで	
10 開札日時	令和8年10月15日（木）午前11時00分	
11 入札に参加できる者の形態	単体企業	
12 入札に参加する者に必要な資格		
（1）資格者名簿への登録	申請業務[業務分類（大）]	建設コンサルタント
	令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に上に示す業務で登録されている者であること。なお、下欄「その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。	
（2）所在地	営業所等所在地	埼玉県内
	資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」が上に示す所在地にあること。	
（3）業務実績	流域下水道又は公共下水道施設における管路及びポンプ場又は管路及び終末処理場における固定資産評価業務、固定資産台帳整備業務、下水道施設台帳整備業務（資産評価含む）で1回の契約金額が1,000万円以上の業務を履行した実績を有すること。	
	契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日から本件入札の公告日までの間に、地方公共団体又は日本下水道事業団との業務委託契約により、上に示す業務を履行した実績を有すること。 なお、特定設計共同体による業務実績については、業務実績として扱わない。	
（4）その他の参加資格	ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定により埼玉県下水道局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。	

	ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。 エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。 オ 本件入札に係る公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 カ 本件入札に係る公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 キ 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。
13 最低制限価格	設定する。
14 入札保証金	入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。 ただし、埼玉県流域下水道事業財務規程第171条第2項の規定に該当する場合は免除する。
15 契約保証金	（1）落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金を納付しなければならない。 （2）次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあっては、保証金額）と同額とする。 ア 利付国債 イ 埼玉県債 ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証 （3）次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。 ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 イ 契約の相手方が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年の間に数回以上すべて誠実に履行し、契約を履行しないこととなるおそれがなく、契約保証金の免除を希望する者（当該免除を希望する場合、履行実績を確認できる書類を添え、「契約保証金免除申請書」（様式第4号）を落札後速やかに提出すること） （4）契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
16 支払条件	
（1）前金払	する（その額は契約金額の30%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。
（2）部分払	しない。
17 業務説明会	開催しない。
18 入札に関する注意事項	

(1) 入札の執行	ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札書提出締切日時 の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。 イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの、様式第5号）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。 イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は3回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。
(5) 入札の辞退	埼玉県公共工事等電子入札運用基準によるものとする。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
(7) 電子くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。
(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 ア 入札に参加する資格を満たしていない者がした入札 イ 電子証明書を不正に使用した者がした入札 ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 エ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 オ 談合その他不正行為があったと認められる入札 カ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札 キ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 ク やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札 （ア）記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの （イ）代理人で委任状を提出しない者がしたもの （ウ）他人の代理を兼ねた者がしたもの （エ）2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの ケ その他公告に示す事項に反した者がした入札
19 その他	(1) 埼玉県下水道局建設工事請負等競争入札参加者心得を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。 (2) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。 (3) 参加資格がないとされた者が、その理由に不服があるときは、埼玉県下水道局業務委託一般競争入札執行要綱に基づき説明を求めることができる。 なお、苦情の申立ては、当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (4) 入札参加者は、(3)に定めること以外に、入札後、この公告、仕様書

	等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 （５）落札者との契約は、埼玉県流域下水道事業標準委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。 なお、契約約款は埼玉県のホームページ（下水道局下水道管理課）に掲載している。
20 この公告に関する 問い合わせ先	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 1 3 番 3 号 埼玉県下水道局下水道管理課 財務担当 電話 048-830-5441 ファクシミリ 048-830-4884